

平成30年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年9月6日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】 それでは、ただ今より、平成30年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、事務局から本日の審議について説明事項があればお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくお願ひいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料ですけれども、資料の28から資料35までの8件の資料をお送りさせていただきました。

本日、机上配付でお配りさせていただきましたけれども、まず、次第の修正版をお配りさせていただいております。進行の順番が変更となりまして、朱書きで書いてあるものの順番で進めたいということで、修正版をお配りさせていただきました。

それから、これまで会の冒頭で、全ての資料について添付資料の確認をさせていただいたのですが、添付資料については案件ごとの説明の際に1件ずつ確認をさせていただくということで、変更させていただきたいということが1点ございます。

もう1つ、A4の横のホチキスどめの「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」を、本日上に配らせていただいております。こちらなのですが、以前より委員の皆様にご説明しておりますけれども、システム関連の案件につきましては、セキュリティの専門家の方にあらかじめチェックをしていただいて、ご意見をいただいたものを資料に反映するというところから開始して、今回、第5回の審議会の資料からそういうふうに変更させていただきます。意見の内容につきましても、それぞれの説明の際に簡潔にご説明したいと思います。そういったことで、一覧をお配りさせていただいております。2枚目、3枚目は、そのアドバイザーの設置についての概要ということで、説明はしませんけれども、添付としてつけさせていただきます。

資料については、以上でございます。会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、今、ご説明がありました資料とセキュリティアドバイザーの意見のこともありますので、本日から審議の手順を次のように変更させていただきたいと思ひます。

まず、私のほうで議題を上程いたします。資料ナンバー何々についてというふうにご提案しまして、その後、事務局のほうでその議題に関する資料の確認をさせていただきます。その後、提案者から、今、確認された資料等についてのご説明を受けると。説明を受けた後、セキュリティアドバイザーの意見を事務局のほうから紹介していただいて、この議案についてこういう意見をいただいておりますということで、内容を紹介していただきます。その紹介を受けた後、

委員の皆様にもいつでもご質問等ご意見をお聞きすると。それで採決に移るという手順に変えますので、特別変わったということでもなく、ちょっと順番が変わりますので、その点、ご了解いただきたいと思います。

それでは、次第にしたがって順番に審議に入ります。説明される方は、資料を読み上げるだけでなく、要点を説明して補足を加えるようお願いいたします。

まず、資料28「区立小・中学校の通学路沿いのブロック塀等の点検調査等業務の委託について」であります。それでは、まず、事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

【区政情報課長】資料28でございますが、資料28-1、それから資料28-2、こちらの2種類の添付資料がついてございます。

資料については以上でございます。

【会 長】それでは、ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【建築調整課長】資料の28をご覧ください。最初にお詫びでございますが、こちらは委託業務が終了している案件でございまして、事後報告ということになりましたことをお詫び申し上げます。

こちらは去る6月18日に発生いたしました大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受けまして、区内の小・中学校の通学路沿いのブロック塀の緊急点検を行ったというものでございます。

事業名でございますが「区立小・中学校の通学路沿いのブロック塀等の点検調査等業務」ということでございます。

目的としましては、今、お話ししたように地震による被害が大阪で起きたということございまして、児童の安全を緊急的に確保するという観点から、区立小・中学校の通学路沿いのブロック塀、万年塀、石積塀を緊急的に点検・調査いたしました。併せまして、調査の中で危険な箇所については、指導を行うことにより防災時等の安全化を図るというものでございます。

対象としましては、区立小・中学校の通学路沿いのブロック塀等の所有者または管理をされている方ということになります。

事業内容については、今、お話ししたとおりの目的で行っておりまして、ブロック塀等の点検・調査等の業務を、今回、事後報告という形になりますが行わせていただきました。現地調査、安全化指導には、建築的な高度な技術と知識が必要でありますので、専門的な知識と経験を有する業者に以下の業務を委託することとさせていただきました。

なお、点検を実施する前に、「広報しんじゅく」等で点検・調査業務の協力依頼を区民等へ周

知したところでございます。また、委託業者が個別訪問する際には、区が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用させて周知をしているところでございます。

調査対象でございますが、繰り返しになりますが、区立小・中学校の通学路沿いのブロック塀等ということで、そこに記載のとおりで、高さがブロック塀・万年塀は1メートル以上、石積塀は0.6メートル以上ということでございます。

委託業務の内容でございますが、資料1をご覧くださいければ、そちらのほうが分かりやすいかと思えます。A4の横書きのものでございますが、まず、新宿区のほうから、区立小・中学校の通学路情報を委託先に提供させていただきます。その情報をもとに、通学路沿いのブロック塀等を点検・調査するというところでございまして、一番右側の「所有者又は管理者」の欄をご覧くださいければと思うのですが、所有者等が在宅の場合は、了解を得て本人同意により、宅地内外から直接情報項目を収集させていただくと。

仮に不在の場合は、宅地に入らずに道路から見られる範囲での宅地外からの点検ということと、点検・調査実施の旨のチラシを投函ということで、資料2のチラシをお示ししておるところでございます。「新宿区からのお願い」ということで、可能な限り目視で本日点検させていただきましたというものをポスト等に投函いたしまして、点検した旨を管理者様等にお知らせしているというところでございます。

点検・調査して収集した情報項目のデータを整理いたしまして、報告書としてまとめて区へ報告を出すということになってございます。当然、データのやりとりについてはパスワード等でセキュリティをかけまして、安全対策を講じているというところでございます。

報告書とともに、それに添付する通知書を区のほうで作成いたしまして、区から直接、所有者様または管理者様に通知書を郵送するというところでございます。ここの業務については、区のほうで直接するということになります。

再度、資料の2ページへお戻りください。事業内容の2の(2)からになります。「ブロック塀等の点検調査」ということで、主に以下の項目について点検調査を行ってございます。こちらが建築基準法という法律の中で、ブロック塀の寸法等が定められておりますので、それに従って点検しているというところでございます。ブロック塀の場所、高さ、厚さ、基礎があるかないか等々、記載のとおり点検をしているというところでございます。

報告書作成のため、所有者または管理者の氏名、住所、電話番号をヒアリング等で調査していくというところでございます。(3)の報告書の作成ということで、調査結果をもとに報告書を作成いたしまして、最終的には区に提出するということです。

対象予定箇所としましては、約4,400カ所。

次ページ、3ページをご覧ください。保有課としましては、当課、建築調整課になります。登録業務の名称としましては、そこに記載のとおりでございます。委託先については、一般社団法人新宿区建築設計事務所協会。こちらは建築設計に携わっている方が作っていらっしゃる団体でございますので、技術者の方が多数在籍しているというところでございます。

本業務に伴う、事業者処理させるための情報項目としましては、対象ブロック塀の所在地、所有者、または管理者の住所・氏名、劣化や損傷が著しいブロック塀等の所有者または管理者の電話番号、点検調査結果ということになります。

処理させる情報項目の記録媒体については、そこに書いてあるとおり、紙、電磁的媒体ということになります。

委託理由としましては、ブロック塀等の安全度について評価を行うという技術的知識を要するため、当該専門ノウハウを有する業者に行わせるほうが、効率がよいということで行っております。

委託の内容については、先程と繰り返しになりますので記載のとおりでございます。

委託の開始時期は、平成30年7月11日から同年8月15日までということになります。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」でございます。運用上の対策でございますが、契約に当たりましては別紙、特記事項を付して、それを条件とさせていただいております。参考で、特記事項の別紙を2ページ後につけてございます。

必要に応じまして、区職員が立ち入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認をいたしております。委託先から受け取った調査書、報告書及び封入された通知書は、施錠できる金庫に保管していると。紙の破棄及びデータの消去が完了した後は、区にその旨の報告書を提出させておるところでございます。

4ページ目をご覧ください。運用上の対策でございますが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ区のほうに指定し、報告させております。収集した情報については、施錠できる金庫等に保管させると。運用上の対策としましては、記載のとおり対策を講じているところでございます。システム上の対策としましても、当然、パスワードとかIDによりきちんとセキュリティをかけて、やりとりについても暗号化させるなど、そこに記載のとおり万全を期して行っておるところでございます。

雑駁になってしまいましたが、報告については以上でございます。

【会長】資料28-1ですね。これの一番左端に、報告書と通知書というのがありますよ

ね。報告書は今の説明の中に出てきたから分かるのですが、通知書というのは、内容は何なのですか。

【建築調整課長】報告自体は、点検調査の内容、高さとか劣化があるかないかとか、そういうものが委託先で記載されたものになるのですが、それに伴うかがみ文とといいますか、区役所のほうでこういう点検をさせていただきましたという内容のものです。ついては、別紙の点検内容のとおりご確認くださいという通知文とといいますか、かがみ文をつけるということになるかと思います。それをつけて区のほうから所有者様宛てに直接送ることになります。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】事業の内容はよく理解して、喫緊の事業だったと思うのですけれども、最初に、資料28-1の左上、新宿区「区立の小・中学校の通学路情報」という中身はどんな内容の情報を提供されたのでしょうか。

【建築調整課長】住宅地図に、通学路がどこにあるかという色づけしましたものを提供させていただいているところでございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】地図に落として、通学路の範囲、通学路自体をお示したということだと思いますのですけれども、その後、実際にそこを回られた方々が、個人情報の収集に当たっては在宅の方は直接本人から収集をします。そうでない方々に関しては、地図、住居プレート等で調査したものを報告すると思うのですけれども、それでぬかりはないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】基本的には、収集するときは当然、在宅の方には同意を得て収集しておりますが、不在の方については、公道から見える範囲での情報を収集させていただいたという旨を、資料2のほうでお示ししまして、そういったものを行ったという事実をお知らせしているところでございます。一部、ぐらつきがあるかどうか触ったりはしておりますが、基本的には目視でやっておりますので、宅地内に入らないというのは原則でございます。ただ、行ったことの実実はきちんとポストイングしてお知らせしておるところでございますので、事実についてはきちんと対象者の方に認識されているのかなと考えてございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】あと、資料28-1、通知書の部分なのですけれども、通知書の作成に当たって、個人情報の収集があいまいで、これが皆さんのところに届くのか届かないのか分からないのです。地図から落としたりとか、本人がいらっしゃる場合は当然、本人のお名前、ご住所等は

収集できると思うのですけれども、そうでない場合はどういう対応をされたのですか。

【建築調整課長】基本的には、表札・地図で所有者様、管理者様と確認できる方にまずはお送りさせていただくということでございますが、通知する文書の中に、不在の中で点検したということで、表札・地図情報等で管理者様と思われる方に通知させていただいていますというお断りを入れて、通知をするという形になろうかと思えます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】まだ通知はしていないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】これから行うところでございます。

【ひやま委員】最後に。個人の宅地でしたら分かると思うのです。例えば、アパートとか、オーナーが不明な場合というのがあると思うのです。そういう場合の情報収集はどうされたのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】表札とか、アパートですと看板が出ているケースもあるのですが、そういう外観上どうしても分からないケースにつきましては登記等を調べまして、確認をして、分かるものについてまず通知させていただくということで、説明をずっとさせていただいておるところでございます。

【会 長】セキュリティアドバイザーの意見を紹介してください。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザーからのご意見については、この案件については、追加をして付す意見はないということで報告いただいております。

【会 長】要するに、報告書の説明、今、ここへ配付されている資料で十分だというご意見だったということですね。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】今のご意見にプラスなのですけれども、私、見守りをやっています。そうしますと、そこにいらしていたのですけれども次のときに来たら、分からないのですけれども、どうも老人ホームに入ってしまったようで。それで調べていただいたら、住所はここにあるらしいのです。そういうところで、うちのそばですけれども、結構高いブロック塀があるところもあるのです。だから、そういう方も出てきてしまっていますので、そういうところも結構危なそうなのでどういうふうになさるのかなと、ふと思ったもので。

【会 長】 ご説明ください。

【建築調整課長】 今回の点検の中で、明らかに壊れそうとか危ないものについては、判明した時点で安全化指導を職員のほうで回っているところがございますので、そういう形で行っております。

【会 長】 どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】 例えば、ひとり暮らしで、老人ホームに入ってしまったわれている場合は、どうするのでしょうか。

【会 長】 その場合、ご説明ください。

【建築調整課長】 まず、聞き取りができるところは聞き取りをいたしますが、不在でできないということであれば、先程と同じになりますが登記情報等調べまして、書面を送付して連絡をいただくなり、求めるとか、直接こういうところが壊れていますので直してくださいということ、書面で指導しているところがございます。

【会 長】 よろしいですか。

【鍋島委員】 なかなか難しいと思いますね。登記もそこかどうかわかりませんが、住民票を置いたまま行ってしまうし、見守りのほうでも一体どこへ行ったのだろうかということもあって。だから、そういうところは要検討してください。

【会 長】 ご説明ください。

【建築調整課長】 確かに、登記情報等々調べてもなかなか分からないところはあるのですが、可能な範囲で情報収集いたしまして、指導していきたいと考えてございます。

【会 長】 ほかにご質問。三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】 今回、建築設計事務所協会のほうに委託されたということなのですが、実際に作業される方は、協会委員である各建築設計事務所の方なのですか。それとも、この協会の職員の方なのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【建築調整課長】 実際に点検に回っていらっしゃる方は、技術者と条件を付しておりますので、事務所協会の会員である建築士の方が回っております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 区と事務所協会との間の委託関係は分かるのですが、その先、事務所協会と各事務所との関係はどうなっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【建築調整課長】事務所協会とそれぞれの建築士の間では、情報管理等、契約条項について全て遵守するという取り決めの文書を取り交わしまして、万全を期しているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】どの事務所が担当されたかは、区のほうでは把握されているということですね。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】こちらのほうに、所属の会社とお名前は全部把握しております。

【会 長】報告書の中に実際に担当した人の事務所と名前が書いて報告されるということですか。ご説明ください。

【建築調整課長】はい、そうでございます。

【会 長】どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】そうすると、委託業務が終了した後、保有した個人情報について速やかに、紙であればシュレッダーで廃棄、電子的媒体であればデータ消去して、完了したことについて報告書を提出するというふうになっています。これは、各事務所のほうから新宿区宛てに出されているということでしょうか

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】こちらは委託元が全部確認いたしまして、それをもって最終的に確認したというものを、区に委託元から出していただいているというところでございます。

【会 長】協会から来るということですよ、今の説明。どうぞ。

【建築調整課長】そうでございます。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】自分のところのパソコン等であれば、実際に目視で確認できると思うのですが、協会員の事務所のパソコンについて、実際に触って確認するということは基本的にできないと思うのですね。そうすると、行ったというふうに聞いていますということだと思っておりますけれども、これできちんと確認ができていると、そういう理解をされているわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】基本的には委託元のほうから、その先の委託先もきちんと確認したということで、書面でいただいておりますので、それをもって確認したと解釈しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】運用について気になるところがありまして、新宿区から委託されて再委託するというをやっている事業が結構あると思うのですが、その際、再委託先における情報

管理について、新宿区の場合は「直接確認できる」ということを結構入れていると思うのです。今回、そういったことはしていないわけなのですけれども、そういうことをしなくて構わないとお考えになった理由を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】基本的には、事務所協会から委託された各事務所の方が、持ち場を回ってブロック塀を点検して、その日その日にパソコン等に入れなくて、紙媒体を調査票という形で現場から直接持ち込んでおりますので、個々の事務所の方が事務所で作業するということはありませんので、基本的には直接現場で紙に書いた情報が事務所協会に来るということでございますので、個々の事務所の方がパソコンでデータを蓄積するということはないと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】一応確認しますが、ということは再委託先である各事務所において、個人情報情報はそもそも持っていないという理解であって、そうすると事務所協会のほうで削除さえすれば、その先にはもともと存在しないから確認する必要がないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】一時的にということであれば。調査中は当然、現場から直接持ってくる間はお持ちなのですが、ただ、事務所で蓄積するということはないということでございます。

【会 長】実際にこれはもう調査が終わっているわけでしょう。それで、苦情等は何かあったのですか。そのあたり説明してください。どうぞ。

【建築調整課長】特に区民の方等から苦情は受けてございません。

【会 長】結局、何千件実施したのですか。どうぞ。

【建築調整課長】2ページ目の事業内容の一番下に、予定箇所が4,400カ所と書いてございますが、実態としましては約3,000件ございました。

【会 長】それで苦情がなかったと。

ほかにご質問は。津吹委員。

【津吹委員】業務内容についてはよく分かったのですが、先程もおっしゃったように、区報でも告知された、我々町会にも町会掲示板で告知をしてくださいということで告知をしました。ですから、逆に言うと、区民はその結果がどうなったのか知りたがっているのです。

ましてや、小学校、中学校の通学路なので、大丈夫だったのかどうかという結果を知りたいのですけれども、ここが危ないよということを言えば、まさに個人情報に引っかかってしまう

のでそれができないと思うのです。

昨日も警察の交通安全の集会がありまして、その場合にも警部補のほうからハザードマップをもう一度見直してくださいと。自分の地域の危険なところ、危険ではないところをよく分かっておいてくださいというお話がありました。まさにハザードマップに載せなければいけないぐらいの、倒壊する可能性がありますよ、だからそういうときには、お子さんは通らないほうがいいですよと言わなければいけない。

逆に言うと、個人情報公表していいかという議論でここに上げていただければ、非常に意義があるかなと思うのですけれども。4、400カ所見ました、それで終わりました、では何の意味もない。犠牲者1人出ている、小学生が死んでいる、その結果に対する、新宿区はここまで行ったけれども安全ですよと公表していただけるのか、そこについてははっきりとご説明いただきたいのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】点検上、どれぐらいのものに問題が見られなかったのか、逆に問題があったのか、劣化状況の激しいものがどれぐらいあったのか、数字としては報告をする予定でございます。

ただ、1軒1軒のお宅ということになりますと、個人情報そのものになってしまいますので、ストレートには出せないかなと考えてございます。その中でも1つの安全対策という目的で行っておりますので、その中で我々の課せられた使命としては、危険なものを所有されている方に、区のほうでブロック塀の除去の助成制度もありますから、そちらをご案内しながら、改善をしていただくように粘り強く指導していくということで行っていきたいと思っております。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】学校のプール、まさにその補修箇所が10何カ所、区のほうからも教育委員会からも改善工事を行いましたという報告が区民にされました。当然、誰がどこのというふうには言えないと思うのですけれども、ただ、牛込区域だとか、どこの区域ではまだ何カ所残っていますということを書いていただかないと、何のためにこの事業をされたかの意味がないと思うのです。もちろんご費用もかかっているだろうし、逆に、告知をしてこういう調査をしますよと言っていらっしゃるから、住民としては余計に危機感というのか、本当に安全なのかという心配を抱えながら、結局そういった内容の公示もなく「何カ所がありました」だけだと、うちの子どもを通わせているところは本当に大丈夫なのかと、ご父兄の方には不安を残すだけの事業になってしまう可能性がありますので、そこはやはり何かご検討いただく、ないしはここ

で個人情報の保護として、どこまで開示していいのかの議論をしていただくぐらいの結果であってほしいなと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】ご説明ください。追加の説明があればどうぞ。

【建築調整課長】今、いろいろ情報の出し方ということで、個人情報の絡みと実際に危険回避の絡みでバランスをとらなければいけないというのは、よく理解しておるところでございますので、どんな情報の出し方がいいかについては、教育委員会のほうも絡んできますので、そちらと調整を図りながら検討していきたいと思っております。

【会 長】その関連ですけれども、私が最初に聞いた通知書の中に、あなたのところのブロック塀はこういうことなので、こういう対策をとってくださいとか、区の意見をつけて通知するのでしょうか。ご説明ください。

【建築調整課長】当然、外観上問題があったのか、なかったのか、これは劣化が激しかったのでここを直してくださいといった情報をお知らせして、助成制度もありますので、そちらのご案内も併せて通知するというところでございます。

【会 長】その所有者に個別にやっていただけるということですね。

ほかにご質問かご意見。鍋島委員。

【鍋島委員】今、町会のほうでおっしゃいましたけれども、こういうふうにやってしまうと、区がやったからもう安心ですねとなる。そうすると、老人ホームとかそういうところに塀があって、危ないところでも、区がやったのだから通って大丈夫よとか子どもさんに言うてしまう可能性もあるので。やはり、危ないところは児童委員なり民生委員なり町会なりに、その人の名前は言わなくてもいいですから、「この辺のところ」でいいですから、この辺のところのブロック塀に気をつけてくださいとか。そういうところは点検できなかつたところだと思うのです。点検できたところよりは、逆に、点検できなかつたのはどのくらいあるかというのを知りたいのです。そこはやはり気をつけていただいたほうが、みんなのためにも子どもさんのためにもいいではないですか。だから、せっかくやってくさるのだから、そういう考えでお願いしたいと思えます。

【会 長】何か追加の説明があればどうぞ。

【建築調整課長】今回、通学路沿いの点検ということでお示ししておりますが、この後また、報告事項が1件ございます。そのほか、区内全域の残った部分についても、この後の報告の中で点検調査をやるというお話をさせていただきますので、そちらのほうで説明させていただきます。

【会 長】どうぞ、須貝委員。

【須貝委員】今の関連なのですけれども、調査の結果、危険な箇所があるのかどうか。もし本当に危険な箇所があるようだったら、通学路指定から外すとか、児童の安全のためにそういう措置を講ずる必要も出てくると思うのです。今回の調査の結果からは、そういう危険な箇所というのはあったのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】外観上、構造上問題があるという言い方をしてお知らせするところですが、危険という中で説明するのが難しいのですが、どれぐらいの地震で壊れるかというのは技術の者でもなかなか分からないところがございます。その中でも、ただ、通学路沿いということで教育委員会と調整して、どういった形で安全対策を講じるかというのはよく検討させていただきたいと考えてございます。

【会 長】ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、これは一応、事後報告ですけれども、報告ですから了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料29「区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等の点検調査等業務の委託について」であります。

それでは、資料の説明を先にお願いたします。

【区政情報課長】資料の29も28と同様、資料29-1、それから資料29-2、こちらの2種類の添付資料がついてございます。

添付資料は以上です。

【会 長】では、ご説明をお願いいたします。

【建築調整課長】では、私のほうから説明させていただきます。

こちらにつきましては、先程ご報告させていただきました、区内の小・中学校の通学路沿いのブロック塀以外の、区内の一般の交通に供するという形で書いてございますが、そこにある道路沿いのブロック塀等の点検調査業務委託、こちらはこれから予定しているものでございます。

目的としましては、先程と同じように、震災時の安全化を図るということで点検するものでございまして、内容としましては、先程と同じようにブロック塀、万年塀、石積塀を対象としてございます。

事業内容についても先程と同じでございますので、違いだけ説明させていただきます。基本

的には、調査対象と委託業務、内容についてはほぼ同じなのですが、1つだけ違うところがございます。資料の1をご覧ください。こちらの一番左上、先程、通学路情報を提供するという事になってございましたが、こちらについては、職員が既に区内のどこにブロック塀等があるかというのを大体把握してございますので、そちらが分かる地図を提供させていただきます。

点検調査の内容について、訪問・収集については先程と同じでございますが、こちらについては「委託先」の真ん中からちょっと下のところがございますが、6番の「通知書の作成・印刷・封入封緘」、こちらが通学路と違いまして、委託業務の中に含まれているということでございます。

通知書の作成、封入封緘まで終わったものを、通知書として委託先が直接区のほうに持ち込みまして、区のほうから所有者様等に直接通知を郵送させていただくということで、その部分が、先程の委託内容と若干違うところでございます。

2ページ目、委託内容の業務について先程と違うところはそこございまして、あと違うところは、2ページ目の一番下の対象予定箇所、こちらが先程、約4,000カ所でしたが、こちらは区内全域の通学路沿いを除いたところでございますので、約1万1,000カ所となっております。

3ページ目の内容については先程と同じございまして、委託の内容について、先程の通知書の作成・封入封緘のところだけが、今回入っているというところでございます。

3ページ目の一番下のほうになりますが、「委託に当たり区が行う情報保護対策」でも、先程の委託内容と同じ、セキュリティ関係のほうは万全を期すということで、内容については同じ対策を講じておるというところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】 それでは、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】 当案件につきましても、追加をして付すべき意見はないという意見が出ております。

以上です。

【会 長】 それでは、委員の方からご質問、ご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今回、通知書の作成・印刷・封入封緘まで委託先に任せることにした理由を教えてください。

【会 長】 ご説明ください。どうぞ。

【建築調整課長】 こちらは直接、封入封緘までやることで、効率性を重視したということと、

あとは迅速性もありますので、直接委託に含んだということでございます。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】ありがとうございます。今回、まだ委託先について未定となっているのですけれども、これはまた事務所協会にお願いする可能性が高いということでしょうか。それとも、それ以外の候補があるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】こちらもちょうど地震を受けた後の緊急にやるべき業務と考えてございますので、そういう意味からしますと、業務に慣れているということもありますので、事務所協会へ委託するというふうを考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとやはり、同じような再委託関係ができるわけですがけれども、先程ご説明いただいたのと同じような措置をとられているということですね。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】はい、そうでございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次は、議題の順番が変わっていますので、資料 3 3 をご用意ください。それでは、資料 3 3 「児童手当に関する各種申請手続における電子申請サービス等運用項目の追加に係る外部結合等について」であります。

それでは、資料の確認をお願いします。

【区政情報課長】資料 3 3 の添付資料ですがけれども、幾つかございます。まず、資料 3 3 - 1、それから資料 3 3 - 2、資料 3 3 - 3、そして資料 3 3 - 4、資料 3 3 - 5、資料 3 3 - 6。そして、参考資料といたしまして、参考資料 3 3 - 1 と、それから参考 3 3 - 2 と、幾つか種類がございます。過不足があればご指摘ください。

【会 長】それでは、何かありましたら資料についてはいつでも要求してください。

それでは、ご説明をお願いします。

【子ども家庭課長】

それでは「児童手当に関する各種申請手続における電子申請サービス等運用項目の追加に係

る外部結合等について」、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。事業の概要でございます。

目的でございますが、本件は子育てワンストップサービスに係る児童手当の電子申請手続の項目を追加するとともに、マイナポータルが提供するお知らせ・アンケート機能の項目を追加し、さらなる区民の利便性の向上、行政事務の効率化を推進するものです。

事業内容ですが、1の「電子申請」につきましては、平成29年度第2回本審議会でご承認いただきました、受給者全員に係ります3つの申請手続項目、「認定請求書及び額改定申請」「申請内容変更届」「現況届」に加え、今回新たに6つの申請手続を追加するものでございます。

なお、児童手当の電子申請については、現在、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを活用しているため、追加する6つの申請手続項目についても、引き続きこのサービスを活用いたします。6つの対象事務は「受給事由消滅の届出」「未支払の児童手当の請求」「児童手当に係る寄附の申出」「児童手当に係る寄附変更等の申出」「受給資格者の申出による学校給食等の徴収に関する申出」「受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出」でございます。

ここで、資料33-1をご覧ください。マイナポータルによる電子申請の流れでございます。左から、区民の方が政府運営のオンラインサービスでございます「マイナポータル」の画面に必要な入力等を行うと、通信が暗号化された形でマイナポータルに届き、マイナポータルから東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターの電子申請のページへ、暗号化された状態で情報が届きます。さらに、同センターから新宿区に電子申請を送るときにつきましては、L G W A N回線という専用線を使った形で情報が送られます。

続いて、資料33-2をご覧ください。こちらのほうに、新たな6つの申請手続と個人情報項目を、朱書きで裏面にかけまして記載してございます。

説明資料の2ページにお戻りください。次に、2の「お知らせ・アンケート機能」でございますが、こちらも先の本審議会でご承認いただきました4つの機能項目「受給資格及び額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知」「額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果の通知」「現況届の提出時期の通知」「現況届に係る補正等の連絡及び結果通知」に加えまして、新たに「未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知」を加えるものでございます。

ここで、資料33-3をご覧ください。マイナポータルにおけるお知らせ・アンケートの流れでございます。右側から、新宿区がマイナポータルの利用者に対しまして、児童手当などの

子育てに関するお知らせを送信します。そして、L G W A Nの専用線、また、情報提供ネットワークからマイナポータル専用回線、及び暗号化したインターネットを通じまして、マイナポータル利用者へ情報が送信される形になります。その後、区民の方々がID・パスワードを入力し、そしてマイナンバーカードの認証をし、マイナポータルの個人ページに入りますと、当画面で区からお知らせが確認できるというものでございます。

資料33-4をご覧ください。お知らせ・アンケートの新たな追加項目を、朱書きで記載してございます。こちらの項目でございます。

当初の資料の3ページにお戻りください。電子計算機の外部結合関係についてです。結合される情報項目は、先程ご説明いたしました資料33-2、33-4の朱書きの追加部分のとおりでございます。

次に、結合の相手方及び結合する理由につきましては、電子申請サービスは東京電子自治体共同運営協議会、お知らせアンケート機能は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ですが、両団体につきましては、平成29年度第2回本審議会におきまして承認いただき、ともに自治体専用の総合行政ネットワーク（L G W A N）を介して接続されており、情報セキュリティ面でも安全性が高く、引き続きこちらの仕組みを有効活用することが、区民の利便性の向上に繋がると判断し、追加する6つの電子申請項目、及び1つのお知らせ・アンケート機能につきましても外部結合を行うことといたしました。

4ページをご覧ください。結合の形態ですが、電子申請ではL G W A N回線を利用し、東京電子自治体共同運営協議会のサーバと区のイントラネット端末を接続し、追加となる情報項目について、電子申請データの取込み、受け付け、審査処理を行います。お知らせアンケート機能では、L G W A N回線を利用し、地方公共団体情報システム機構上の情報提供ネットワーク、及び新宿区中間サーバと区のイントラネット端末を接続し、追加情報項目についてデータ送受信を行います。

結合の開始時期は、平成30年10月1日以降でございます。

情報保護対策につきましては、資料33-5と33-6をご覧ください。資料33-5につきましては、電子申請サービスに係るシステム安全対策の概要について記載しております。主な概要をご説明させていただきますが、通信内容の暗号化、インターネット側と共同運営センター内ネットワークとの分離、ファイアウォールの設置、アクセス等のログ取得と定期的な分析、担当職員のID・パスワードの設定、利用者側のウィルス対策の周知、こういったものを通じまして安全対策を図ります。

33-6は、お知らせ・アンケート機能に係る安全対策ですが「接続するネットワークは専用回線を利用すること」「送受信情報を暗号化すること」「職員が利用できる情報を限定すること」「情報のアクセス状況を記録すること」など、もろもろの対応をすることによって安全対策を実施してまいります。

次に、資料の5ページにお戻りください。電子申請サービス処理業務の委託についてです。

委託先は、富士通株式会社でございます。

処理させる情報項目と記録媒体ですが、電子申請に係る追加項目を、東京電子自治体共同運営協議会の専用サーバにて記録いたします。

委託理由は、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを当業者が運営管理しているためでございます。

委託内容は、電子申請サービス提供・データ管理、サーバ機器・ネットワークの運用管理等でございます。

委託の開始時期及び期限は、平成30年10月1日から31年3月31日です。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策としては、契約書のセキュリティポリシー、個人情報保護条例の遵守義務を付すこと、別紙「特記事項」をつけること、また、区職員が立ち入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行うことで保護対策をしております。

また、受託事業者には情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックや、監査事業者による外部監査の実施、内部監査による定期的な点検評価を行わせます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【会長】** それでは、事務局から、セキュリティアドバイザーのご意見をご紹介ください。

**【区政情報課長】** 資料33につきましては、セキュリティアドバイザーから意見が付けられました。個人情報について必要な措置をとられている一方、以下の点を考慮したほうがよいという意見でした。

マイナポータルの利用については、資料33-1の左上にありますように、利用者のご自宅あるいはスマートフォンの、ご自身の端末からアクセスする利用形態になってございます。そのため、ご自宅のPCやスマートフォンなどからマイナポータルへアクセスすることになることを前提としますと、利用者側の機器がウィルスなどに感染しているリスクということも想定すべきだということから、区民の方に対しても、セキュリティパッチを当てているかなどの周知を常にしておくべきだというご意見がございました。

それを受けまして、資料33-5、それから資料33-6の安全対策の最後の行でございま

すけれども、資料33-5については8番、利用者側のウィルス感染対策について区のホームページで周知する、同様に、資料33-6についても12番ということで、これは意見を受けて新たに対策として公示をさせていただきました。

もう1つ、セキュリティアドバイザーのほうからは、電子申請の形態で入力しますが、住所や氏名の入力を区民が毎回行うのは大変なので、そういった配慮ができないかというご意見があって、それに対しては、マイナポータルを利用する際にもととの機能で、ユーザーIDやパスワードを入れると自動的にそういうものが出ますということで回答してございます。

以上でございます。

【会 長】 それでは、委員の方のご質問、ご意見をお受けします。どうぞ、伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 今回から情報セキュリティアドバイザーの意見がこうやって一覧で出てきておまして、全体にもかかわることなので事務局のほうにも質問が重なるかもしれないですけれども、マイナポータルであったり、東京の電子申請サービスにいろいろなシステムが入っていると思うのです。この情報を情報セキュリティアドバイザーの方にも多分共有していると思うのですけれども、ここで共有している書類と、それともシステムも実際に触ってもらったり、あるいはシステムに関するもうちょっと詳細な資料というの、このセキュリティアドバイザーの方に出されているのか。どういう資料をもとにこの意見が出てきているのかというのを、確認したいのですけれども。

【会 長】 では事務局、ご説明ください。

【区政情報課長】 基本的には、審議会でご説明する資料をベースに提示をして、チェックをさせていただいております。それでセキュリティアドバイザーのほうから把握したいということで質問があれば、その都度お答えするというので、基本は審議会の資料をベースにチェックをさせていただいているということでございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。この内容もすごく素晴らしいと思うのですけれども、私のイメージだと、多分、場合によってはこのシステムを実際に触ってもらって、例えば、パスワードの管理の方法がどうなっているとか、そういうところまで踏み込んでみたほうが安全性は確保できるのかなというのもちよっと思って。これだと、確かに実際にウィルスに感染しているかどうかというのを通知するというところは、すごく素晴らしいと思うのですけれども、ある程度、触っていただけるような環境がもしとれれば、そっちのほうがアドバイザーを入れる意味もあるのかなと思っています。そのあたりというのは今後も、このマイナン

バーの問題というのは、実際触ってもらったり、システムのおかしいところはあまりタッチをしないという感じで取り組まれるのでしょうか。

【会 長】事務局、ご説明ください。

【区政情報課】ご意見をいただく形式については、マイナンバーや東京都の電子自治体というのは、また他の機関の管理下ということもあるので、一緒くたにはできないかもしれないのですが、すけれども、まだ始めたばかりですので、まず書類審査のほうから始めたいとは思っております。

また、やっていく中でアドバイザーのほうから、より把握するためにこういう方法がいいのではないかというご意見もあると思いますので、打ち合わせや現地の確認ということも含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

【会 長】伊藤委員、どうぞ。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。思ったのが、これを入れた意味というのは、基本的にマイナンバーが出てきたからという意味が大きいと思っているのですが、このマイナポータルと東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターのサーバというのがほとんどで、あとは新宿区のほうで別途電子申請をするという、例えば、電子フォームを使ってイベントの申し込みとかというのは、今でもやっていると思うのですが、大体その3つぐらいに集約されると思っています。

その基本的なシステムに関してはどういう構造になっているかということであったり、例えばどういう流れでシステムを更新している、セキュリティの対策をしているであったり、主にこの3つぐらいだと思うので、ここに関しては、セキュリティアドバイザーの方にもどういうシステムになっているのかというのを共有しておく、大体この流れで今後もやっていくと思うので安全なのかなと思います。恐らく、その3つぐらいだと思うので、もうちょっとシステムのなところに関してもぜひ情報を共有していただいて、ご意見をいただけるような環境があったほうがいいと思っているので、今後、ご検討いただくとありがたいなと思っています。

以上です。

【会 長】ご意見として。では、事務局ご検討いただきたいと思います。

川村委員。

【川村委員】私も情報セキュリティアドバイザーのところから伺いたいのですが、今、書類審査からということでお話伺いました。年度当初、予算が組まれてということではなかったかと思うのですが、情報セキュリティアドバイザーの方の作業料といえますか、また、そこ

に対しての報酬と言っていていか分かりませんが、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

【会 長】事務局ですか。どうぞ、ご説明ください。

【区政情報課長】依頼をしてご意見をいただいたものについては、1回当たり、謝礼という形でお支払いをすることで、急遽、年度の当初予算では、事業計画ではなかったのですが、一応内部で決定をとらせていただきまして、1回当たり謝礼をお支払いするという事で事業決定をさせていただきました。

【会 長】川村委員。

【川村委員】そうすると、1回ということですので、イメージ的には学識経験者の方にお支払いするような謝礼といったものを、個人情報保護審議会があるその都度、件数は様々でしょうけれども、1回当たりの書類審査にかかわってお支払いするという事でよろしいのでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【区政情報課長】一応、庁内の識者にお支払いする単価等も勘案しまして、また、委員からもご指摘のように、件数については1回当たりの件数が今回みたいに6回から10回の場合もあるかと思えますけれども、1回当たり1万円というふうに決めさせていただきまして、それでお支払いするという事で今年度は事業決定をさせていただきました。

【会 長】川村委員。

【川村委員】当初の計画ではなかったということですので、1回当たり1万ということでは、その金額というのもそうなのかなとは理解はできるのですが、今回、件数もこういった件数でありましたけれども、多寡はあるとは思いますが、やはりしっかりとご意見も提出していただいているようですので、今後、来年度に向けてはそれなりの対応をとっていただければいいのかなと思います。それは意見ということ。

情報セキュリティのところでは、内容が高度になっていまして、やはりこういったセキュリティアドバイザーの方からご意見いただけるというのは非常に貴重だと思いましたが、今回の流れというのは非常に評価させていただきたいと思えます。

そこはそこまでなのですが、この資料33の意見の②のところ、マイナポータルを利用する際、「住民基本台帳カードを読み取ると」ということが書かれてあるのですが、東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターというところでは、多分、住基カードでやられるのだと思うのですが、マイナポータルということであると、マイナンバーカードを使って

ということになるかと思うのですが、そこら辺はどうだったでしょうか。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のとおり、共同の電子フォームについては住基カードで、マイナポータルの際にはマイナンバーカードということで、記載が不足しておりました。申し訳ございません。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。諮問ということで、賛否も出てくると思いましたが、そこもちよっと詳しく伺いたいなと思ひまして。マイナンバーの制度については、私ども反対しておりますので、利便性が高まるということはあるかと思ひますけれども、賛成できないかなと思ひております。

以上です。

【会 長】分かりました。ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

本件は、外部結合については諮問事項で、業務委託については報告事項なので、もし、何か反対のご意見があるようでしたら個別に採決しますが、そうでなければ一括審議で、諮問事項については賛成、承認と、それから報告事項については了承ということでよろしければ終了しますが、よろしゅうございますか。

川村さんが反対意見ということでもいいですか。

【川村委員】はい。

【会 長】諮問事項も、業務委託も。

【川村委員】はい。

【会 長】両方とも反対1名ということで。

【川村委員】そういう意見でお願いします。

【会 長】記載していただいて、その他は賛成、了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料30「心身障害者医療費助成に係る障害者総合支援システムの改修等について」であります。

それでは、資料の確認を事務局のほうでお願いいたします。

【区政情報課長】資料30につきましては、資料30-1のみ添付資料としてついてございます。また、セキュリティアドバイザーの意見については、追加をして付すべき意見はないという意見で回答をいただいております。

【会長】 それでは、提案者のご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】

件名「心身障害者医療費助成に係る障害者総合支援システムの改修等について」でございます。一言で申し上げますと、来年1月から、この医療費助成に精神障害者1級の方が拡大されるということの内容変更でございます。

事業の概要でございます。資料の2ページ目をご覧くださいと思います。現在、障害者総合支援システムで運用しております登録業務として、心身障害者医療費助成という業務がございます。総合システムの目的と対象者は、ここに記載させていただいておりでございます。事業内容のところでございますけれども、平成30年4月1日に東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」一部改正をされまして、現行の対象者、身体障害者1級、2級、それから愛の手帳1度、2度に該当する所得制限基準額以下の方であったものが、来年の31年1月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方、平成30年3月現在131名ということで確認しております。この方々が助成対象として追加されることになりました。

このことに伴いまして、資料の3ページ目をご覧くださいなのですが。資料の3ページ、4ページで、資料番号を記載してあるところが「資料29-1のとおり」と3カ所ございますけれども、こちらは「30-1」の誤りでした。訂正させていただきます。申し訳ございません。

資料のほうに戻りまして、登録業務の名称ですけれども、心身障害者医療費助成ということで、新規、開発、追加、変更の理由でございますが、都条例の一部改正により現行制度対象者同様、障害者総合支援システム内で一元管理するためでございます。

追加・変更の内容といたしましては、資料30-1をご覧くださいと思いますが、現行の登録業務、心身障害者医療費助成という事業の中で、新たに精神障害者保健福祉手帳の交付年月日、精神障害者保健福祉手帳の級数、それから精神障害者保健福祉手帳の有効期限、この3項目を追加させていただくものでございます。

資料の3ページのほうにお戻りいただきまして、開発等を委託する場合における個人情報の保護対策でございますけれども、こちらが委託でやっております。契約に当たっては個人情報に関する別紙特記事項を付して事業者には遵守させる、それから委託先に情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例を遵守させると。3番目としまして、実データを使用した検証作業については区職員が実施すると。委託先は必要な支援を行うということにしております。4番目としましては、当委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づい

て、特定個人情報の保護、及びシステム上の安全措置を徹底するということしております。

新規開発追加、変更の時期は、平成30年10月にシステム改修を行いまして、11月から改修部分を含めたシステムの本稼働を予定しているところでございます。

それから、4ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちら、業務委託に関する報告でございます。登録業務については下線の心身障害者医療費助成というところが登録業務でございます。

委託先でございますけれども、北日本コンピューターサービス株式会社。こちらは現在、総合システムを保守管理している事業者でございます。

それから、委託に伴い事業者処理させる情報項目は、先程ご説明させていただいた心身障害者医療費助成の対象者、及びその世帯に属する者に係る情報項目でございます。

委託の内容といたしまして、2つございます。新たに追加させる精神障害者保健福祉手帳の情報をシステムに組み込む改修作業、それから、上記改修業務に係る機能の保守業務です。故障、障害、不具合対応等の業務でございます。

委託の開始時期及び制限については記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしまして、運用上の対策としましては、先程申し上げたとおりでございます。必要に応じて区職員が立ち入り調査を行うものとしております。システム上の対策としましては、データのセットアップ時には区職員が立ち会って、庁内で行うということしております。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させるというものでございます。

システム上の対策としましては、保守業務につきましてはアクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ管理を実施させる。それから、改修業務・保守業務については実データを使用した検証作業は区職員が実施することとし、委託先は必要な支援を行わせるということでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、ご説明を終わります。

**【会長】**資料の説明も終わりましたし、セキュリティアドバイザーの意見も既に報告を受けていますので、あとは委員の方々の質問、ご意見を伺います。質問、ご意見のある方、どうぞ挙手を。

ないようでしたら、この件は、システム改修については諮問事項ですので承認すると。それから、業務委託については報告事項ですから了承するというところでよろしゅうございますか。

それでは、本件は承認と了承ということで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

次に、資料31「障害福祉サービスに係る個人番号利用事務における庁内連携情報の追加について」であります。

それでは、資料の説明が要りますか。では、お願いいたします。

【区政情報課長】資料31につきましては、添付資料といたしまして、資料31-1及び資料31-2がついてございます。

また、本案件につきましては、個人番号利用事務の追加ということになりますので、セキュリティのご意見は出してございません。

以上です。

【会 長】それでは、ご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】引き続き、障害者福祉課長のほうからご説明させていただきます。

まず、1枚目、資料の2ページでございます。「新高額障害福祉サービス等給付費について」ということで、追加ということでございます。

庁内連携情報の追加事由といたしましては、平成30年4月1日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法と言っているものですが、こちらの改正が行われまして、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象が拡大されまして、65歳到達前に一定期間にわたって特定の障害福祉サービスを利用していた障害者の方に対して、介護保険サービスに移行した際の利用負担の軽減を図ることになりました。障害福祉サービスのほうは、低所得者あるいは生活保護受給者の方は自己負担が無料だったものが、65歳で介護保険に移行した場合、障害福祉サービスと介護保険サービスの間では介護保険サービスのほうが優先ということになっておりますので、介護保険サービスを優先的にご利用いただくのですが、利用負担が1割生じてくるということで、こちらの償還金をお返しするという形での制度となっております。簡単に言うとそういうことになりますけれども、次の資料31-1をご覧くださいと思います。

こちら、新高額障害福祉サービス等給付費のフローになってございます。現行の障害支援システムを登録業務一覧ということで、左の上のところでございますけれども、このうちの丸で囲った障害福祉サービス、障害者福祉課で扱っておりますシステムのサービスのメニューとしましては、障害福祉サービス利用者のうち、1から4、全ての要件に該当する方を抽出するものでございます。

1つ目としましては、65歳に達する日、前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス、

これは障害福祉サービスのほうでは居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所という名称のサービスでございますけれども、これに係る支給決定を受けていたこと。それから2番目としては、65歳に達する日の前日において、低所得または生活保護に該当していたこと。つまり、利用者の負担金がゼロであった方ということになります。3番目としましては、65歳に達する日の前日において、障害支援区分2以上であったことということで、障害支援区分というのは1から6までで、6のほうが、障害が重いということになります。2以上の方ということ。それから、65歳までの介護保険サービスを利用していないこと。特定疾病等で40歳から介護保険サービスを利用されている方がいらっしゃいますけれども、基本的に65歳までは障害福祉サービスを利用して介護保険に移行された方ということになります。こちらの方々を総合システムのほうで対象者を抽出します。ここからが庁内連携でございますけれども、介護保険課で持っています障害福祉相当介護保険サービス、今度は介護保険の側から障害サービスに類似するサービスということで、訪問介護、それから通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護ということで、これは政令で指定されているサービスでございますけれども、こちらの利用負担額を算出させていただきます。介護保険の所得区分も、低所得または生活保護に該当しているということで、介護保険で発生した償還額、つまりこの場合、介護保険のほうでも医療との合算で高額介護医療費の償還の制度がございますので、そちらの分を控除して、さらに障害の負担があったという障害相当サービスの負担があった方、こちらにお返しするという仕組みでございます。こちらで情報を連携させていただいて、その下のところですけども、障害福祉相当介護保険サービスの実績がある方、ない方で分けさせていただきます。その実績がある方でも、利用者負担をご本人がされていた場合と、生活保護の方は介護扶助費というのがございまして公費負担になりますので、この方と分けることになります。利用者負担がある方はそのまま障害の総合支援システムのほうに取り込みまして、本人への償還払いという仕組みになるのですが、ここで生活保護を受給していて介護扶助費ということで、介護保険の公費負担があった方については、その実績等を生活福祉課の生活保護システムと突合しまして、抽出する必要がございます。本人への償還払い、あるいは生活保護の介護扶助費の返還対象者を総合支援システムのほうで管理させていただくということで、流れとしましては、ご本人負担をされている方については本人への償還払い、介護扶助費のある方については扶助費のほうに戻入するという流れになります。こうしたフローの中で連携を行っていくものでございます。

続きまして、31-2をご覧くださいなのですが、こちらが個人番号の利用事務というこ

とで、「事務」と書いてあるところですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による、2番目の中ポチになります、障害者自立支援給付、ホームヘルプサービス、デーサービス等の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、こちらの障害者自立支援給付費のところは個人番号の利用事務ということで登録させていただいていますけれども、この中で「利用する情報」の項目に赤字で記載の生活保護情報としまして、介護扶助情報の支給月、支給金額、介護保険情報のサービス種類、それから償還額。償還額というのは、今回の償還ではなくて、医療との連携による償還額でございます。それから、生活保護公費番号、生活保護公費請求額、こちらの項目を追加させていただきたいということでございます。

以上、雑駁ですが、制度の説明と併せて今回の報告の内容ということで、ご説明を終わります。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

細かい行政事務自体は我々が関与することではないのだから、あとは個人情報の問題だけ考えればよろしいと思うのですが、何か、ご意見かご質問ございましたら。

ないようでしたら、一応了承ということにしたいと思います、よろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

資料32「新高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者総合支援システム等の改修等について」であります。

それでは、事務局のほうで資料の説明と、場合によってはアドバイザーのご意見も。

【区政情報課長】資料32でございますが、資料32-1から32-3までの3種類の添付資料がついてございます。

また、セキュリティアドバイザーのご意見としましては、追加の意見はないということで回答をいただいております。

以上です。

【会長】では、ご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】引き続き、障害者福祉課長からご説明させていただきます。

今、ご説明した報告事項と内容が重複する部分がございますので、その辺は省略させていただいてご説明させていただきます。

まず、事業の概要でございますけれども、ただ今説明したとおり、障害者総合支援法に基づいて、介護保険との関係でのサービスの償還額が発生する方にお返しするというものでござい

ます。

その下、半分のところですが、今回、障害者総合支援システムの改修と、それからホストコンピュータシステム側の改修ということで、2項目ございます。それで、3番目としては障害者総合支援システムでの管理ということでございます。

障害者総合支援システムの改修の側でございますけれども、資料32-3をご覧くださいと思います。今回、障害福祉サービス等の分類名の中で、事業名としまして「新高額障害福祉サービス等給付費」という事業を新たに追加するものでございます。こちらの事業の中でデータ項目としては、こちらに記載のとおり項目を全て新規で登録するということとなります。

住民番号から利用年月日というところまでは、ほかの事業と共通するところがございますけれども、特にこの事業に関しては介護の利用サービス、種類、それから利用金額、利用限度額、それから介護利用の償還額、支給決定額。それから生活保護のほうでは受給の有無と、介護扶助費の額、申請年月日、支給決定日、支払年月日と、こういった項目がございます。この事業を新たに登録させていただくものでございます。

それから、ホストコンピュータ側の改修でございますけれども、障害者福祉課の総合支援システムにある対象者のリストを抽出した中で、このホストコンピュータにそのリストの名簿を取り込んで、ホストコンピュータで管理運営されている介護保険システムのほうから障害福祉相当介護保険サービス、介護側でいう障害福祉サービスと類似するサービスとのマッチング処理を行う機能を追加するものでございます。

それから(3)でございますけれども、このマッチング処理によって障害福祉相当介護保険サービス利用負担額のリストの電子データを作成して、紙で出力をさせていただきます。

障害者総合支援システムでの管理でございますけれども、作成された電子データを障害者総合支援システムに取り込んで、印刷されたリストをもとに記録項目欄に手入力させていただきます。これは人数が、約70人ぐらいが全ての対象者ということで、ただ、介護保険情報とマッチングしたときはこれよりさらに減ってくることを予測しておりますので、こちらについては繋いで処理をするということではなく、手入力させていただくことを考えてございます。

それから、(1)の電子データにおいて利用負担額なしという形で出た方は、生活保護のほうの介護扶助費ということで該当している場合がありますので、そちらを障害者総合支援システムに取り込んで、印刷されたリストをもとに記録項目欄に手入力をさせていただくということでございます。1、2の対象者に対して、新高額障害福祉サービス等給付費の算出及び支給をするというのが、システム上の管理でございます。

それから資料の3ページでございますけれども、追加・変更の理由、それから新規開発・追加・変更の内容は、今年、説明させていただいたとおりでございます。

開発等を委託する場合における個人情報の保護対策につきましては、こちらに記載したとおりで、こちらもほぼ従前のシステムの内容と同じでございます。

それから、新規開発・追加・変更の時期でございますけれども、既に平成29年度の第3回の本審議会で障害者総合支援システム、法改正に併せた情報項目の追加等ということで、改修の時期ですとか本件内容についても、併せて改修させていただいております。つまり、受け皿の側は作られてございますので、これから抽出したデータを手で入力するということになります。上記記録項目の取込みについては、本審議会でご承認いただきましたら、早速取りかかりたいと思っております。

30年11月にテストをして、30年12月に本稼働ということで、実際に償還が発生する方については、こちらのほうからそれぞれの方にご通知を差し上げて申請をいただくという流れになってございます。

それから、資料の4ページでございます。ホストコンピュータシステムのほうの改修の内容でございます。記録される情報項目及び新規開発・追加・変更の理由等は、これまでご説明させていただいた内容とほぼ重複してございますので、省略させていただきます。

それから、新規開発・追加・変更の内容でございます。ホストコンピュータシステムに、障害者福祉課が保有する上記対象者のリストを取り込む機能を追加する。それから、上記1の取込み後、ホストコンピュータシステムにおいて障害者福祉課が保有する対象者リスト、住民番号でございますけれども、ホストコンピュータシステムにより管理運営されている介護保険システム上のデータとのマッチング処理を行う機能を追加する。それから3番目としましては、障害福祉相当介護保険サービス利用負担額のリストの電子データを作成し、紙で出力する機能を追加するというので、ホストコンピュータの改修をさせていただくものでございます。

新規開発・追加・変更の時期は記載のとおりでございます。

続きまして、業務委託の報告事項になります。登録の名称は記載のとおり、下線部の障害福祉サービスの項目でございます。

委託先は、先程の精神障害が1級の医療費助成と同じように、北日本コンピューターサービス株式会社に委託してございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、新高額障害福祉サービス等給付費の対象者、その世帯に属する者ということで、こちらの情報項目でございます。

それから、委託の内容については、新高額障害福祉サービス等給付費の記録項目等を作成する改修業務、こちらはもう既に進んでいるということになります。

障害者総合支援システムの保守業務、こちらが委託の内容について、項目が追加されることになります。故障・障害・不具合の対応等ということでやっております。

委託の開始時期、改修業務については30年2月16日から3月31日までで、これは改修済みで、内容の記録項目の取込みについては、本審議会ご承認後にさせていただくというものでございます。

保守業務は総合支援システムを30年4月1日から3月31日まで、次年度まで保守業務として委託をさせていただいております。

委託に当たり区が行う情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報保護対策というのは、総合支援システムの内容でございまして、こちらのほうは重複しますので省略させていただきます。

以上、雑駁でございますけれども、ご説明を終わりたいと思います。

【会 長】 それでは、委員の方からご質問かご意見をお受けします。伊藤委員、どうぞ。

【伊藤（陽）委員】 このデータの流れについて質問したいのですけれども、資料32-2ですけれども、1番の、障害者総合支援システムから「出力」というところがありまして、この出力をする頻度というのはどのぐらいなのか。保守が1年ぐらいと一応書かれているのですけれども、頻繁に出力するものなのか。

【会 長】 ご説明ください。

【障害者福祉課長】 こちらの償還額につきましては、月単位ではあるのですけれども、年間の介護保険の利用を勘案して1回償還をするという、年1で償還しますので、システム自体は年1回で出力させていただくものでございます。毎年やらせていただくということになります。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 ということは、この保守というのは、ただシステムを維持しているということで、1回ぐらいしか見ないということなのか。

【障害者福祉課長】 総合支援システム全体の業務登録の業務が非常に多くございます。例えば、資料の5ページ目をご覧くださいと、障害者手帳から都営交通の無料乗車券交付までの総合支援システムの保守管理の委託をさせていただいておりますので、この業務の中で保守が出るかどうかというのは、そのリストを1回出して、手入力で入れた後で、きちんとそれが動くかどうかというタイミングになろうかと思っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。そういったことであれば問題ないと思うのですが、出力した後にデータの取込みというのがあるのですけれども、これは何かCSVみたいなものを吐き出して、このデータをホストコンピュータのほうに取り込むという流れで間違いないですか。

【障害者福祉課】ホストに取り込む際には、CSV等でリストを作ったものを取り込んで、住民番号だけのリストになりますけれども、それをキーとして介護保険サービスを受けていらっしゃる介護保険の情報をマッチングさせるという仕組みを作るものになります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】あと、ちょっと気になっていたのは、結構、保守をしたり、ほかのシステムまで含めて、障害者総合支援システムでやられているということだったので、ここを紙で、実際に手で入力したことで打ち間違えたり、いろいろリスクがあると思ったのですが、ここを自動化するというのは難しかったのでしょうか。そのほうが安全だと思います。

あと、出力するときもUSBでやりとりするとあったのですが、ここも一緒にホストコンピュータで設定して今後やっていったほうが、むしろ安全な気もするのです。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】おっしゃるとおり、手入力に関して間違いが生じる可能性もございますけれども、件数が少ないということで、こちらについては業務委託で大きめに仕組みを組むよりは、もう既に改修は進んでおりますので、その内容も併せて、ホスト側の修正でマッチングする形をとって、ホスト側で出力したデータを総合支援システムのほうに手入力すると。出たデータを手入力するという形をとらせていただきます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】それで、障害者総合支援システムには、この出たデータを読み込むような機能は今、全くないけれども、手入力できる機能だけは入っているという理解でよろしいでしょうか。

【障害者福祉課長】おっしゃるとおりです。

【伊藤（陽）委員】手入力する機能を作るぐらいだったら、CSVを読み込む機能をつけるのとあまり変わらないような気がするのですけれども。そういったことは打ち間違いとかがない分、そっちのほうがむしろ安全だと思うのですけれども。そのほうが個人情報の管理としても

安全な気がするのですけれども。

【会 長】では、ご説明ください。

【障害者福祉課長】実は、総合支援システムでこの件の改修をしたときに、取込みの機能までは作ってございません、今回、手入力ということで。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ただ作っていないというだけで、別に手入力のほうが望ましいという話では多分ないと思うので、先程も保守の話をしたのですけれども、もしこういった保守の契約をされているのであれば、保守の過程で、本当だったらそのまま入力したほうが個人情報管理の上でも安全だと思うので、そういった議論も、ぜひしていただけるとより安全なのかなと思います。よろしくお願いします。

【会 長】ご意見として。

ほかに、ご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、これはシステムの改修と業務委託とでございますので、システムの改修については諮問事項ですので、承認ということで。それから、業務委託のほうは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

次に、資料34「特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について（訪問勧奨対象者の拡大等）」であります。資料の確認をしていただきます。事務局のほうで説明をお願いします。

【区政情報課長】資料34につきましては、資料34-1と、それから、前回審議会にお諮りした参考34-1というものの2種類がついてございます。

【会 長】ご説明をお願いいたします。

【健康づくり課長】健康づくり課長でございます。それでは、特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析事業につきまして、勧奨を決定する対象者の拡大を計画していることについてご説明申し上げます。

まず、最初に資料34の2ページ、事業内容欄をご覧くださいませでしょうか。国民健康保険に加入する方に実施しております特定健康診査を、より多くの対象者の方に実施していただけますよう、当審議会でのご審議を経て、平成21年度から業務委託を行い、電話での受診勧奨を行ってまいりました。

平成29年度には電話に加えて、電話が繋がらなかった60歳以上の方を対象に、訪問して健診のご案内を行うなどの取組みについてもご承認いただき、開始したところでございます。

今回のご報告につきましては、訪問による勧奨対象者について、従前は60歳以上ということでしたが、これを40歳以上の方にするということ。また、対象年齢拡大によりまして、対象者数が増加いたしますので、勧奨実施期間を、従前は1月の1カ月間であったものを、9月の下旬から翌年1月下旬の4カ月間に拡大したいと考えてございます。

3ページ目にお進みます。委託の業務内容でございますが、上から4段落目の「委託に伴い事業者処理させる項目」から、8段落目の「委託の開始時期及び期限」までの内容については、対象者の年齢、人数、実施期間以外は、以前ご審議いただいた内容と同様でございます。また、本件の委託先については、先月8月にプロポーザルにより設定されてございます。

5段落目の「処理させる情報項目の記録媒体」、最下段の「委託にあたり区が行う情報保護対策」また、4ページの「受託事業者に行わせる情報保護対策」につきましては、実際に行っている対策をより具体的に記載させていただくという目的で、文章や言葉を追記させていただいております。

次に、訪問時に受託事業者に行わせる情報保護対策について、ご説明申し上げます。4ページの「運用上の対策」の4番でございますが、訪問者の外出中の物理的な紛失防止策、また、5番の2名体制で訪問させ、おのおのが持つ情報を突合して初めて個人が識別できるという形のリストを携帯する方法、こういったものを初めとして記載をしております情報保護対策を徹底してまいります。

引き続き、情報セキュリティアドバイザーからいただいたご指摘を踏まえて、ご説明を加えさせていただいてもよろしいでしょうか。

【会長】では、アドバイザーの意見を。

【区政情報課長】今回、セキュリティアドバイザーのご意見として出ましたのが、お手元にお配りしております参考34-1という資料をご覧いただきたいのですが、カラーの横の特定健康診査等に係る事業全体のたたずまいが表になっているものがございます。こちら今回、健康づくり課長がご説明をした箇所というのが一番上に当たる部分ですけれども、セキュリティアドバイザーから出ましたのは、今回は変更のご報告をする案件ではないのですが、一番下の特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務に係るデータ化の再委託をしているところにご意見が付きまして、実は、再委託先にプライバシーマークを指定していないというのが現状でございます。プライバシーマークについては、情報のマネジメントシステムの証であり、セキュリティはケースによって対策が異なるため、本来はプライバシーマークを取得している相手先に再委託をすべきだという前提があるのですが、それがなかなか難しいの

であれば、委託先から管理、監督をしっかりと行うようにというご意見が今回つきました。ですので、直接今回ご審議いただく内容に係る部分ではないのですけれども、大きな全体の特定健診に係るご意見ということで今回ご意見をいただいたところで、担当課といたしましては、もし今後再委託する場合には、そういったプライバシーマークの取得をしている業者あるいは、ない場合にも配慮をするということで対応したいと思っております。

以上です。

【会 長】では、ご説明を引き続きお願いします。

【健康づくり課長】今、区政情報課長からご説明したものに加えさせていただきます。参考資料で提出をいたしました、参考34-1、これは昨年度の第5回の審議会でご審議いただいた資料でございますが、この9ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが、特定健診を行われた方が、その結果に応じて保健指導を受けていただくことができるのですが、この保健指導をお受けいただくような勧奨をするという事業でございます。この業者が保健指導に関するデータの入力を再委託して行うということを想定しておりまして、10ページの内容がその再委託先に関するご審議いただいた内容でございます。

当初、そのように想定してございましたが、9ページにあります業者は、10ページの業務につきまして、現在、全て自社の中で完結をしております、再委託を行っていないという状況でございます。これも、業者が変わる等の時に再委託を行うような必要性が生じた場合には、今回いただいたご助言を踏まえて委託内容を伺いまして、改めて付議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】人間ドック等の受診者に対して健診結果の提出を依頼するということは、なぜ必要なのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】人間ドックなど、ご自身の意思でお受けになったような場合、その結果をご自身がお手元にお受け取りになります。この特定健診というのは、健診を受けていただいたその後に、結果に応じて生活習慣改善を図っていただくというのが一番の目的でございます。人間ドックをお受けになったような方々には、特定保健指導をお受けになる機会がないことが多いものがございますから、区健康診査をお受けになった方と同じ保健指導の場を提供させていただくという趣旨で、データの提供をお願いというか、そういう方法があるということ

ご説明させていただいているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】これはあくまでも任意であって、自分で管理するから結構という方は提出する必要がないことになりますけれども、電話での連絡がつかなかった場合について、訪問によっての勧奨を行うとありますね。この訪問勧奨の場では人間ドックの結果については、提出依頼はしないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課】電話をした際のお話の流れで、人間ドックをお受けになったということが分かった場合には、人間ドックの結果を提出していただくことによって、保健指導のご提案をさせていただくことができますよというご説明は申し上げております。しかしながら、ご提出いただくかということについては、ご説明させていただいた上で、ご本人のご判断というものでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】一応確認ですけれども、訪問で結果提出をお願いして、分かりましたとってその場で受け渡しをすることはないということでしょうか。

【健康づくり課長】その場でデータをいただくことはしてありません。

【会 長】よろしいですか。ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、了承ということで終了いたします。

次は、資料35「新宿区立公園における防犯カメラの設置等について」であります。

それでは、資料等の説明ないしはセキュリティアドバイザーの意見があれば、どうぞ。

【区政情報課】資料35につきましては、資料35-1と、それから参考資料といたしまして、参考35-1から参考35-3まで、4種類の添付資料がついてございます。

なお、アドバイザーのご意見については、システム案件ではないということで、つけてございません。

【会 長】そうですか、分かりました。それでは、ご説明をお願いいたします。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。それでは、資料35に基づきまして「新宿区立公園における防犯カメラの設置等について」、ご説明いたします。

資料の2ページ目を開いてください。事業名が「新宿区立公園における防犯カメラの設置及び運用」です。

目的が、新宿区立の若葉公園、富久さくら公園、蜀江坂公園において防犯カメラを設置しまして、公園利用者のより一層の安全を確保することを目的といたします。

対象者は公園利用者です。

平成26年度第1回の本審議会におきまして、区立公園の防犯カメラの設置につきまして審議をいただきまして、新宿区立公園における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等が承認されたことを受けまして、これまでに4つの区立公園に防犯カメラを設置しまして、公園利用者の安全確保や犯罪の予防などに活用してまいりました。

今年度、犯罪行為、児童への声かけ事件が発生しております3つの区立公園に、新たに防犯カメラを設置することによりまして、より一層、児童を中心とした公園利用者の安全確保を図ることといたします。

新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第5条第4項により、本審議会に報告いたします。

下の表でございますが、平成26年7月に、まず、西早稲田児童遊園に2機、新規に設置いたしました。また、26年12月に、新宿遊歩道公園に新規で1機設置いたしました。平成29年12月に、四谷見附公園に新規で2機、新宿中央公園に新規で2機、以上、ここまでが審議会に報告済みの案件になります。

30年12月ですが、若葉公園で2機新規、富久さくら公園で2機、こちらも新規。蜀江坂公園で2機新規と。こちらの設置について報告させていただきます。

次の図面ですけれども、まず、若葉公園。防犯カメラの設置位置は今、調整中でございますがこのような形で2機を考えております。若葉公園は面積が2,136平米の公園になります。

次の図が、富久さくら公園です。ちょっと見づらいですが、2カ所に設置を考えております。こちらの公園、面積が4,550平米の広い公園となります。

続いて、蜀江坂公園ですが、こちらは面積が738平米。住所、北新宿二丁目で、この公園の中でこの2カ所を考えてございます。

説明は以上です。

【会長】何かご質問かご意見ございましたら、委員の方から。どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】今回、こういったカメラを設置することは多分必要性があるのだと思うのですが、それなりに広い公園の中でこの箇所という位置関係、選定された理由を教えてください。

【会長】ご説明ください。

【みどり公園課長】今、2カ所ということで、それぞれやっておりますが、具体的な箇所はこれからまだ精査をする予定でございます。少し問題が起こりそうな箇所と、なるべく公園全体が映りそうな箇所ということを勘案しまして、2機設置したいと考えてございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問か。どうぞ、井下田委員。

【井下田委員】先程課長がおっしゃったとおり、設置箇所はこれから検討するという事なのですが、若葉公園は見る限りだと公園内を映している感じなのです。あと、蜀江坂もそうかなと思うのですが、富久さくら公園の一番左下ですか。これは公園内というよりは外を映しているような感じなのですけれども、これはどうしてこういう向きなのです。イメージ的には公園側を映すようなイメージなのですが、こちらが地元ではないので分からないのですが、南側は道路とかになっているのか。この辺の考え方を教えていただければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】富久さくら公園ですが、いろいろいたずら行為であるとか、公園施設の破損、また、若干の置き引きだとか、そういったことも起きておりまして、警察からも要請されております。そういったことの起こりやすい箇所を重点的に映す位置として、今、下のほうになっておりますが、少し公園との境界にもかかる場所ですので、隣地が映り込まないなどの工夫をこれからはながら、配置箇所は慎重に考えていきたいと考えております。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】ありがとうございます。ということは、この角度的には南側に面している道路の歩行者のほうは、映らないという考え方でよろしいのでしょうか。

【みどり公園課】基本的にはそのように配慮して、少し位置も工夫しながら設置したいと考えております。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。では、了承ということで終了いたします。

それでは、本日は順調に進みまして、諮問事項、報告事項の審議を全て終了いたします。事務局のほうからご発言があれば。次回のこと、お願いいたします。

【区政情報課長】ありがとうございます。次回の審議会でございますけれども、11月8日の木曜日の午後2時から予定してございます。場所につきましては、同じ第3委員会室でござい

ます。よろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、事務局のほうから連絡事項があるということなので、一応、第5回の審議会はこれもちまして閉会にいたします。

【鍋島委員】 その前にちょっと1つだけ。

【会 長】 鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】 ありがとうございます。区報の5日号に、区内の4警察との連携の、特殊詐欺から個人情報を守るというのをとても詳しく載せていただきまして。それでご丁寧に、その前にチラシや何かも全部お送りくださるということで、こここのところに大きく出していただいて、本当にありがとうございました。お礼を言おうと思って今日持ってきました。ありがとうございます。

【会 長】 ありがとうございます。

それに関連する連絡事項のようですけれども、連絡事項があるということなので、第5回の審議会はこれもちまして一応閉会にいたします。

午後 4時00分閉会